

「イクメンプロジェクト」ポスターフレーム使用規程

1 目的

この規程は、厚生労働省又は厚生労働省委託事業イクメンプロジェクト事務局以外の者が、積極的に育児を行う男性＝「イクメン」や男性の育児休業取得促進、企業仕事と家庭の両立支援について、労働者や企業、国民へ幅広く普及・啓発していくことを目的として、イクメンプロジェクトポスターフレーム(以下「フレーム」という。)を活用し、ポスターを作成・掲載等を行うに際しての必要な事項を定めるものです。

2 使用方法

(1)イクメンプロジェクトの趣旨を理解し、周知・啓発を行う団体・企業等は、フレームを無償で使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。

- ①募金活動と結びつけて使用すること
- ②商品やその告知・販売・広報活動など収益を伴うものについて使用すること
- ③提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
- ④法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
- ⑤特定の商品名やブランド名として使用すること
- ⑥その他「イクメンプロジェクト」の趣旨に明らかに反するような方法で使用すること

(2)使用者は、使用方法が本使用規程に適合しているか等の判断等についてイクメンプロジェクト事務局(以下、「事務局等」という。)に事前の相談を行うことが出来ます。

(3)使用者が本使用規程に違反した使用や不適切な使用を行ったと事務局等が判断した場合、事務局等は登録者にフレームの使用の中止やフレームを使用したポスターの回収等を求めることがあります。

(4)使用者は、事務局等が2(3)の措置を講じた場合、直ちにその措置に従わなければなりません。

(5)2(4)の措置を講じられた使用者は、その後、フレームの一切の使用を認められないことがあります。

(6)イクメンプロジェクトは予告なく終了する場合があります。イクメンプロジェクトが終了後のフレームの使用は、イクメンプロジェクトの趣旨に反しない範囲で、各企業・団体等の責任において行ってください。

(7)フレームを使用する際には、イクメンプロジェクトサポーター登録を行ってください。

3 使用上の遵守事項

フレームの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1)フレームを使用してポスターを作成する場合には、ポスター左上部に使用者の名前又はロゴマークを記載すること
- (2)必要に応じたサイズの変更等や前号に基づく使用者の名前の記載を除き、画像の一部をトリミングする等の加工はしないこと

4 免責事項

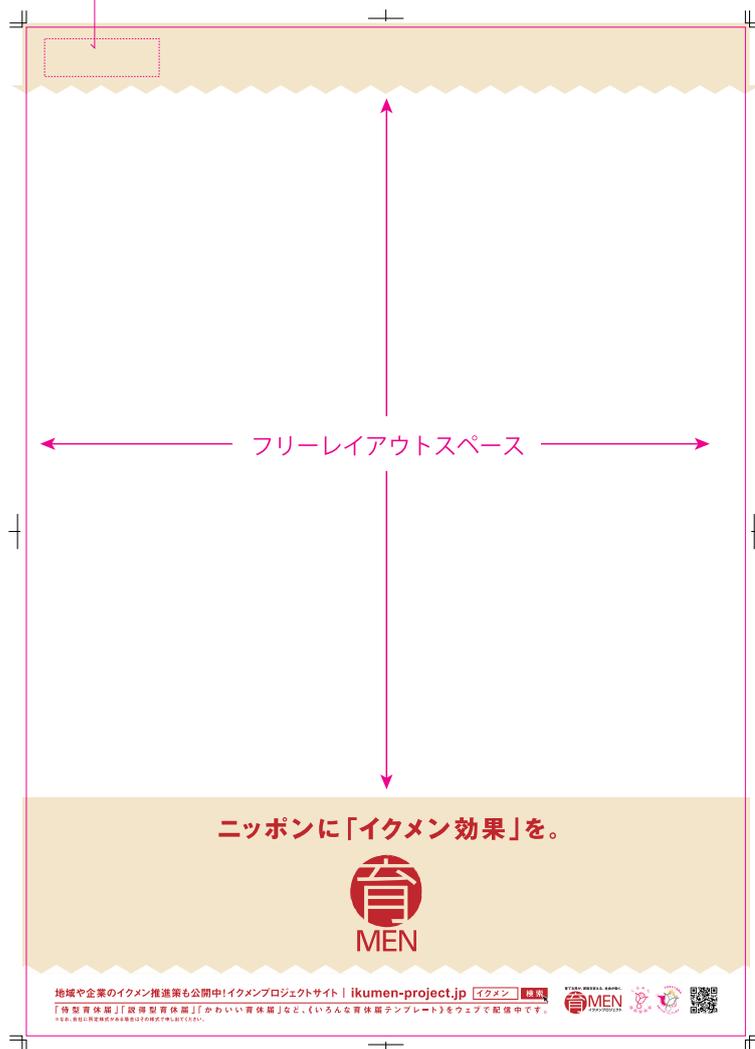
フレームは、使用者の責任で十分に注意して使用してください。フレームの使用に関わるクレームや損害等については、事務局等は一切の責任を負いません。

附 則

本使用規程は、平成28年9月7日から施行します。

用紙サイズ B2 : W515mm×H728mm

この位置に
使用者の企業や団体の名前、
又はロゴマークを記載してください。



用紙サイズ A3 : W297mm×H420mm

この位置に
使用者の企業や団体の名前、
又はロゴマークを記載してください。

